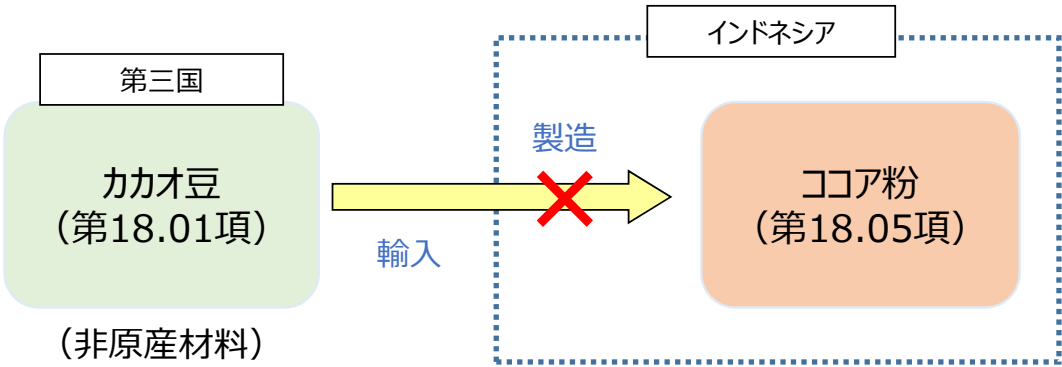


産品名	ココア粉	HS番号	第18.05項（HS2002※） ※2024年2月5日からHS2017
協定名	日インドネシア協定	特惠符号 （申告時の原産品申告書等の記載）	B（原産材料のみから生産される産品）
品目別規則	第18.01項から第18.06項までの各項の産品への他の類の材料からの変更		
概要	材料を確認したところ、第三国のカカオ豆（第18.01項）を使用していることが判明。第18.01項の非原産材料については、他の類の材料からの変更が行われていないことから、当該非原産材料は第18.05項の品目別規則を満たしていない。また、第18類の産品には、僅少の非原産材料の規定※も適用できない。したがって、日インドネシア協定上のインドネシア原産品とは認められない。 ※僅少の非原産材料 日インドネシア協定第31条、附属書2第1編(e)（2024年2月5日からは同編（g））		



品目別規則を満たすための要件

第18類の材料を使用する場合は、**原産材料であることが必要**。

（注）第18.05項の品目別規則には、アセアン第三国産材料の使用の許諾ルールは規定されていないことから、カカオ豆を収穫した「第三国」がアセアン加盟国であった場合でも、品目別規則は満たさない。

僅少の非原産材料を適用は？

当該規定の適用対象は、**第28類～第97類**であり、第18類の産品には適用できない。